

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

「自然と共に生きるまち“させぼ”」水環境再生計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

佐世保市

### 3. 地域再生計画の区域

佐世保市の全域

### 4. 地域再生計画の目標

佐世保市は長崎県の北部に位置し、北は国見岳、八天岳、中央部は烏帽子岳、弓張岳の山系を形成している。山頂部をつなぐ尾根がゆるやかに連なり、谷間に向かって急斜面になっており、河川はいずれも西流した後に南流し、下流と河口部に狭い沖積平地を形成し、河口部の干拓によって陸地化されている。

本市の中心街はこの干拓地の上に形成されており、平成17年4月1日の旧吉井町・旧世知原町との合併により人口は250,000人、面積307.52k㎡となった。

主要河川は相浦川、佐世保川、日宇川、小森川、宮村川があり、海岸は沈降によって形成されたリアス式海岸をなし、湾内の各所には半島や岬が形成されている。

本市の南東部は大村湾と接しており、スナメリやカブトガニ等、国・県の絶滅危惧種に選定された希少野生生物が生息しているが、この大村湾は二重の閉鎖性構造を有しており、外海との海水交換が極端に少ないことから汚濁に弱い特性を有している。加えて都市化の進展や人口の増加が著しいことから、昭和51年度以降、水質が環境基準を超過する状態が続き、希少野生生物の生息環境の保全も重大な課題となっている。

また、本市の西北部に位置する外洋性多島一帯が『<sup>くじゅうくしま</sup>九十九島』と呼ばれ、昭和30年に西海国立公園の指定を受けている。九十九島は江戸後期の画家の日記に言葉が出たり、伊能忠敬が測量したという記録もあり、少なくとも江戸末期には風光明媚な場所として認められていたことが伺われる。

こうした背景から、戦後、九十九島を核とする観光の取組みが欠かせないという声が沸き起こり、観光地として再び脚光を浴びることになり、展望台を始めとする観光施設の整備が進み、順調に推移してきた。こうした取組みの結果、九十九島に関して積極的に調査研究に取り組む姿勢と人と自然との共生のあり方を追求してできた街であることが評価され、佐世保地区は平成16年度に環境省から「エコツーリズム推進モデル地区」としての指定を受けた。これを受け、本市としても、平成17年度中に「エコツーリズム推進基本計画」を策定し、平成18年度中には「エコツーリズムの実践実験」を展開する予定である。

しかしながら、この九十九島が位置する西部地区においても、都市化の進展に伴い、污水处理施設整備の遅れが目立ち、そのため生活雑排水をそのまま水路へ流している家庭が多い状況にあり、下流域及び九十九島海域の水質への影響が懸念される。

以上のような現状を鑑み、污水处理施設整備交付金を活用して平成17年度から平成21年度の5年間に集中的に整備し、早期に污水处理施設整備を進める。これにより、閉鎖性海域であり希少野生生物が生息する大村湾と本市の貴重な観光資源である九十九島の環境を保全するとともに、市民の居住環境が改善され定住人口を呼び込むことが可能となる。更にエコツーリズムの推進等の事業を同時に実施することで、九十九島のイメージアップを図るとともに、新たな雇用の創出等、地域経済の活性化を図る。

これらの事業を有機的に推進することにより、地域の再生を目指すものである。

(目標1) 污水处理施設の整備の促進

(污水处理人口普及率を80.0%から84.8%に向上)

(目標2) 水質改善による海域の再生

(大村湾のCODを2.3から2.0以下へ改善)

## 5 . 目標を達成するために行なう事業

### 5 - 1 全体の概要

西部地区の公共下水道事業については、平成 13 年度に下水道法に定める事業計画の認可を取得し、平成 15 年度末に一部着工している。現在は、全体計画 1,292ha (66,000 人)のうち 445ha (22,300 人)について事業認可を受けており、平成 30 年度末の全体計画完了を目指している。

浄化槽設置整備事業 (個人設置型)については、公共下水道事業認可区域外を事業区域として昭和 63 年度に事業着手し、年間 200 基程度を整備している。

また大村湾流域については、平成 13 年度から高度処理型浄化槽を設置した際に上乗せ補助を行なっている。

これらの 2 つの事業について汚水処理施設整備交付金を活用することにより、事業間の予算流用が可能となり、事業連携による市域の一部が一体的な整備が期待される。

### 5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行なう事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は別添の整備箇所を示した図面による。

#### [ 事業主体 ]

いずれも佐世保市

#### [ 施設の種類 ]

公共下水道、浄化槽 (個人設置型)

#### [ 事業区域 ]

- ・ 公共下水道 佐世保市西部地区の公共下水道事業認可区域の一部
- ・ 浄化槽 (個人設置型) 佐世保市の公共下水道事業認可区域外の地区

#### [ 事業期間 ]

- ・ 公共下水道 平成 18 年度 ~ 21 年度
- ・ 浄化槽 (個人設置型) 平成 17 年度 ~ 21 年度

[ 整備量 ]

・ 公共下水道

計画人口            1,000人  
 管渠                L = 8,000m  
 管径                150 ~ 900mm

・ 浄化槽（個人設置型）

計画人口            6,153人  
 5人槽：585基(うち高度処理型10基)  
 6～7人槽：690基(うち高度処理型5基)  
 8～50人槽：175基(うち高度処理型5基)

[ 事業費 ]

・ 公共下水道	事業費	1,240,000千円
	(うち、交付金)	620,000千円)
	単独事業費	360,000千円
〔 内 訳	管渠事業費	1,600,000千円
	(うち、交付金)	620,000千円)
	処理場事業費	0千円
	(うち、交付金)	0千円)
・ 浄化槽	事業費	542,465千円
	(うち、交付金)	180,821千円)
・ 合計	事業費	1,782,465千円
	(うち、交付金)	800,821千円)
	単独事業費	360,000千円

### 5 - 3 その他の事業

関連事業として、以下の事業を行なうことで、交付金事業と連携した「自然と共に生きるまち“させば”」を目指し、水環境の再生を通じた地域の再生・活性化を目指す。

- ・ 環境教育・環境学習推進事業

市民が環境問題への理解を深め、自主的な環境保全活動を実践できるよう、体験型の環境講座、研修や環境啓発イベントを開催するとともに交流の場を提供する。

- ・ 水質汚濁防止事業

公共用水域等の水質保全を図るため、水質調査、事業場への立ち入り調査及び指導を実施する。

- ・ 浄化槽監視事業

浄化槽がその性能を発揮するためには、適正な維持管理が必要であることから、浄化槽設置前後の監視・指導及び既設浄化槽放流水の検査を行なう。

- ・ エコツーリズム推進モデル事業

九十九島や大村湾を対象として、地域の自然環境や歴史文化を体験し学習するとともに、その保全についても考えてもらうという観光のあり方を推進する。

### 6 . 計画期間

平成17年度～平成21年度

### 7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画完了時後の平成21年度末に、4に掲げた目標について達成状況を調査し公表するとともに、必要に応じて計画内容を再評価し、次期の事業計画に反映させる。

また、整備した污水处理施設の維持管理が適正に行なわれていることについて、水質検査により評価を行ない、必要に応じて施設管理者に対して適切な措置を講じるよう指導する。

### 8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

(添付資料)

付録 1

- ・ 付 1 - 1 地域再生計画の含まれる行政区域を示した図面
- ・ 付 1 - 2 方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した整備箇所図

付録 2

- ・ 付 2 - 1 地域再生計画工程表
- ・ 付 2 - 2 工程説明書

付録 3

- ・ 付 3 - 1 地域再生計画の全体像を示すイメージ